

少年事件手続の流れ

事件発生

警察

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合があります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

児童相談所

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付して、事件を家庭裁判所に送ります。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

家庭裁判所

送致されてきた事件について、審判(大人の事件という裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。
= 審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。
= 逆送事件

刑事処分

● 死刑
罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断する時は無期刑を科します。

● 無期懲役・禁錮
罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断する時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

● 有期懲役・禁錮
有期懲役又は禁錮をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

● 罰金刑

不処分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

審判の傍聴

故意の犯罪により被害者を死傷させた罪若しくは刑法第211条の罪に係る刑罰法令に触れる事件の被害者等は、家庭裁判所への申出により審判を傍聴することができます。

審判

検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されません。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

少年院の種類と収容者の類型

- ① 第一種少年院(旧「初等少年院」、「中等少年院」)
心身に著しい障害のないおおむね12歳以上23歳未満のもの(第二種に該当するものを除く)
- ② 第二種少年院(旧「特別少年院」)
心身に著しい故障のない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第三種少年院(旧「医療少年院」)
心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

保護処分

● 保護観察
保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援護する保護観察の処分になります。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致
少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

● 少年院送致
少年を施設に収容し、矯正教育を与えることによって非行少年を社会生活に適応させる必要があると認められた場合は、少年院に送ります。